

鉄道事業法

1 . 案内情報

手続名	: 鉄道事業会計規則と異なる会計整理の許可
手続根拠	: 鉄道事業法第 2 0 条第 1 項 : 鉄道事業会計規則第 2 条
手続対象者	: 鉄道事業者
提出時期	: 鉄道事業会計規則による整理が困難な特別な理由があるとき
提出方法	: 許可申請書を作成し、当該地域を管轄する地方運輸局長を経由して、国土交通大臣あて申請して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 正副 2 部
申請諸様式	: 鉄道事業会計規則第 2 条但し書に基づく会計整理の許可申請書（様式任意）
記載要領・記載例	: 提出先となる国土交通省鉄道局財務課にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先 :

国土交通省鉄道局財務課 0 2 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (内線 4 0 5 1 2)

受付時間 : 月曜日から金曜日の平日午前 1 0 時から午後 5 時まで。(ただし、午後 1 2 時から午後 1 時までを除く)

相談窓口 : お近くの地方運輸局鉄道部監理課